

第 3 回
西予市都市計画マスタープラン等検討委員会

日時：平成 29 年 4 月 28 日（木）13 時～

場所：西予市役所 5 階 大会議室 2.3

■議事次第

1. 開 会
2. 委員自己紹介
3. 委員長あいさつ
4. 議 事
 - （1）前回委員会のおさらい
 - （2）まちづくりの将来像／基本方針 について
 - （3）まち構造と拠点の設定について
（立地適正化計画区域の都市機能誘導区域）
5. その他
6. 次回開催日程
7. 閉会

■配布資料

会議次第

資料 1 第 2 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会 概要

資料 2 まちづくりの将来像／基本方針について

資料 3 西予市の将来都市構造について

参考 現行の西予市都市計画マスタープランの構成と実際の取組（各課が考える課題・追加版）

■当日の様子



■議事

1. 開会

事務局より、開会の宣言。

2. 委員自己紹介

各委員より、自己紹介。

3. 委員長あいさつ

委員長よりあいさつ。

- ・あらためまして、お忙しい中お集まり頂きありがとうございます。
- ・GW 前のそわそわする時期ではありますが、今日の委員会も非常に重要な会ですので、皆さん是非積極的にご発言頂ければと思います。ちょっと時間が空きましたけれども、3月の第2回委員会では非常に活発な議論で、西予市の課題や良い点がブラッシュアップされたのではないかと思います。
- ・今後議論する段階で修正されると思いますが、まず、今の段階での暫定的な案を示しています。本日はこれらを踏まえて、都市計画マスタープランの基本方針について、いろいろとご意見頂ければと思っていますので、よろしくお願い致します。

4. 議 事

(1) 前回のおさらい

事務局より、前回（第2回都市計画マスタープラン等検討委員会）のおさらいについて、資料1を用いて説明。

【質疑・意見交換】

(委員長)

- ・前回のおさらいについて、コメントはありますか。前回の議論を踏まえて、将来像を示す必要があります。
- ・特になければ次の議事をお願いします。

(2) まちづくりの将来像／基本方針 について

事務局より、まちづくりの将来像／基本方針について、資料2を用いて説明。

【質疑・意見交換】

(委員)

- ・ 前回のグループワークで、今後伸ばすところ・変えたいところとありましたが、今回の資料の中では、強み・弱み・今後の方針という形になっています。強み（成果）というところで、例えば俵津バイパスは前回伸ばすところとして位置づけられていましたが、今回は強み（成果）に位置づけられています。現在も整備しているものに関して、強みに入れているというのはどういう意味合いですか。

(事務局)

- ・ 俵津バイパスについては、先日に開通式を行っており、今後強みになると思っています。ただし、今後やるべきこととしても、例えば国道378号の改良などは引き続き都市計画で位置づけていくものと考えて頂いたと思います。

(委員)

- ・ 高速道路や国道197号は強みだと思います。一方、西予市全体を見た場合、俵津バイパスは弱いのではないかと思います。整備できたからといって終わりにはならないと思います。

(事務局)

- ・ おっしゃる通りだと思います。

(委員長)

- ・ 強みとすることで、今後検討されなくなることが一番怖いですね。

(委員)

- ・ 俵津バイパスを成果と記述していますが、これができたからといって終わりではないです。そのため書ききるのはどうかと思いましたが、説明を聞いてこれからすべきこととしても含めるのであれば大丈夫です。但し、資料を見るだけではわかりません。

(事務局)

- ・ はい、ありがとうございました。今後検討し訂正します。

(委員)

- ・ グループワーク等でも意見が出ていましたが、資料2の中で、高速道路の無料化が入って

いないのはなぜでしょうか。

(事務局)

- ・高速道路の無料化については、渋滞の改善効果等、良い面と悪い面もあるので、今後入れるべきか議論してもらいたいです。

(委員)

- ・市の方針として、無料化に関して、方向性を示しておいた方が良いと思います。

(事務局)

- ・その他の委員の皆さんから、高速道路の無料化の意見はありますか。

(委員)

- ・高速道路のPA設置の要望計画があると思います。現在、西予宇和ICから宇和島までは無料区間であり、一旦降りて道の駅にすることができますが、PAができると道の駅の利用者が減ってしまうのではないかと思います。
- ・また高速道路の無料化に関して、利用する人のことを考えてみると、お金より時間の関係で利用する人が多いと思いますので、無料化にしたからといって利用が増えるとは限らないと思います。それよりも違った観点で人を呼び込むようなことを考えたら良いと思います。

(委員)

- ・PAの件ですが、以前は、西予宇和～大洲北只間は無料になるだろうと考えられていました。そのため、PAについては必要ないだろうと言われてました。また、無料化とPAは一体で考えるべきだと思うので、無料化にするのであればPAは外れる形になると思っています。

(委員)

- ・三好市長の時代には、無料化は推進しないと言っていました。無料化の話もあるが、最初から無料にするのではなく、利用料を200円～300円にするなど、料金設定を見直して欲しいです。

(委員)

- ・三好市長の時に無料化にしないという話は、宇和に降りてくる人が居なくなるということでした。似たような例でいうと、伊予市の中山スマートICみたいに降りてくる人がいなくなったらダメだからということですか。

(委員)

- ・通勤時には高速道路を降りて警察署前の信号までが渋滞していました。そこから大洲に抜けるまでの食堂は、お昼時に繁盛しています。そのあたりを心配してということです。
- ・過去に無料化した際は、多くの大型車が高速道路を利用していたため、あの時は静かであったとの話も聞きました。

(委員)

- ・企業誘致を進めるのであれば無料化、地元商店からすると無料化しない、ということだと思います。本日の資料には企業誘致の話も出てきていますので、無料化が必要だと考えました。

(委員長)

- ・難しいですね。無料化を位置づけるには、別の委員会をつくり、専門的なことを話し合う必要があります。ですので、都市計画マスタープランに「無料化」と書き込むのは難しいと思います。
- ・ただし、なぜ無料化するのかという「企業誘致」をするためなので、そこは皆さん合意していると思います。そのため、「企業誘致」というキーワードは入れても良いと思います。それに対して「高速道路の無料化」というのは難しいので、「高速道路の料金体系の見直し」などを位置づけて、今後、専門的な議論をすべきであると思います。

(委員)

- ・高齢化が進む中で空き家が増えてきています。山間部の空き家をどうするのか考える必要があると思います。具体的に実行性のあるものを都市計画マスタープランに入れることはできないでしょうか。

(事務局)

- ・現在、空き家対策委員会が立ち上がっており、羽鳥先生にも入ってもらっています。その成果を都市計画マスタープランに位置づけていきたいと思っています。

(委員長)

- ・空き家対策委員会では、対策の仕組みについて何らかの成果を示していきたいですね。

(委員)

- ・強みのなかで、最近、宇和に住みたい人が増えています。宇和であれば、どこにでも行けるというメリットがあります。しかし、良い空き地がないとのことでした。そういった人の受け皿になると良いと思います。

(委員長)

- ・その他、何かありませんか。資料2の方針には5つ書かれていますが、現行計画では「自然と共生」と「市民生活支える生活基盤」と「安全快適な居住環境」の3つとなっています。
- ・今回は整理していただいて5つとなっており、今出ている空き家の問題や高速道路についてもキーワードとして入ってくるのではないかと思います。

(委員)

- ・少し解説をお願いしたいのですが、資料2の今後やるべきこととして、医療福祉・コミュニティ・学校の中に「観光客を呼び込む（文化の活用）」と入っています。ここらの解説をお願いします。

(事務局)

- ・コミュニティを活かして観光客を呼び込むことと捉えていたのですが、ここについては再度検討します。

(委員)

- ・何度もお願いをしている高速道路の入り口についてですが、都会で使用しているスマートICは物理的にできないですか。

(事務局)

- ・物理的といった面においては不可能ではないです。しかし、スマートICの設置条件は一日1500台なので、企業誘致等によって利用者を増やさないと難しいのではないかと思います。

(委員)

- ・現在の人口減少をみると、とても厳しいということでしょうか。

(事務局)

- ・この件については、最終的な方針を決めているところです。

(委員)

- ・5町が合併し、同じような施設が非常に多くなりましたが、使われていない施設もあります。それに関して、施設の再編を考えるべきだと思います。
- ・例えば明浜町は合併時に、約5200人でしたが、現在は約3300人になっているので、人口減少に対応した考え方が必要であると思います。

(事務局)

- ・ご指摘の通りで、今回の都市計画マスタープランを策定する上で必要なことであり、この後説明する立地適正化計画の中で都市機能誘導区域を位置づけており、公共施設等の再編をすることになっています。
- ・公共施設については、建設課単体で考えるものではなく、総合政策課や財政部局などが公共施設等総合管理計画を作成していますので、それらと連携して都市計画マスタープランに位置づけて考えていきたいと思います。

(委員)

- ・都市計画マスタープランでは、労働力の確保については書けないですか。本当に人を集めることはできますか。

(委員長)

- ・労働力については、担い手の育成や後継者の確保というテーマとしては入ると思いますし、それを含めて移住政策や空き家対策も関係してくるので、人は入ってくると思います。
- ・また他にもお気づきの点があれば、今後の委員会等でもご指摘いただければと思います。とりあえず、今回の案に関して議論は終わりたいと思います。

(3) まち構造と拠点の設定について（立地適正化区域の都市機能誘導区域）

事務局・安田係長及びエイト日本技術開発・田辺より、西予市の将来都市構造や都市機能誘導区域・居住誘導区域について、資料3を用いて説明

【質疑・意見交換】

(委員長)

- ・今までの都市計画マスタープランと比べると大幅に変わっています。今までは拠点となる宇和、三瓶、野村の3つの地域を主に考えていましたが、今回は西予市全域に27の拠点を配置する形となっています。皆さんいかがでしょうか。こちらのほうが全市民と共につくっていくという風に受け止められると期待しています。

(委員)

- ・すごく良いと思いますが、野村地区の大和田は、集落がほとんどない場所に公民館があります。そのため、大和田は拠点には向かないと思います。
- ・大和田は少し特殊な町で、学校のために中筋や野村などから集まってきたため、拠点としてはどうかと思います。

(委員長)

- ・そうですね。少し注意しておきましょう。

(事務局)

- ・大和田については、今後も地域づくり関係の担当課と協議しながら、どのようにしていくのか検討します。それ以外は作成したまち構造図を基に進めていきたいと思います。

(委員)

- ・資料3のP3で、慎重に判断を行うことが望ましい区域の3つ目にある、「津波災害特別警戒区域、法令により居住の制限を課していないものの災害の発生の恐れがある区域」についてですが、一つは西予市にて、津波災害特別警戒区域は本市該当ありませんと書かれているため、ここに書くのはどうなのかと思います。
- ・先ほど三瓶のところでもありましたが、津波浸水区域も誘導しないという意味では書いても良いかなと思います。しかし、都市計画の面なのであえて書かないほうが良いとも思います。
- ・私としては、「土砂災害特別警戒区域、法令により居住の制限を課していないものの災害の発生の恐れがある区域」としたほうが良いと思います。

(事務局)

- ・こちらにつきましては、訂正したいと思います。ありがとうございます。

(委員)

- ・P11の土砂災害について、参考までにお伝えしておきたいのですが、国が5年以内に土砂災害警戒区域の調査をすることとしています。
- ・西予市で言うと、平成30年度までに、現在緑色の場所（土石流危険渓流）について、黄色（土砂災害警戒区域）や赤色（土砂災害特別警戒区域）に指定されていくのか、調査を予算化していく予定です。

(事務局)

- ・警戒区域等が新たに指定された場合、計画の見直しは必要かと思います。

(委員長)

- ・いろいろな制約条件を重ね合わせて作成してありますが、前半は西予市全体での分析、後半は3つの地区について細かく示していますが、何か質問等ございますか。

(委員)

- ・P7の都市機能誘導区域の検討の中の「生活サービス施設（医療・福祉・商業の全て）からの徒歩圏」について、城川地区に医療施設が記されていますが、今はなくなっています。

(事務局)

- ・データが古い可能性があるため、精査させていただきます。

(委員 城川地区)

- ・土砂災害警戒区域について、赤色ではありませんが、黄色のところに今の居住地があります。その辺りについて、難しいと思いますがどう考えていますか。

(事務局)

- ・法律的には、赤色の場所の土砂災害特別警戒区域は居住誘導区域にはできません。黄色の場所の土砂災害警戒区域では、今後居住誘導区域にするか検討します。
- ・ただし、立地適正化計画はいわゆる都市計画区域内の話なので、城川地域は含まれません。拠点についてどのように誘導していくかについては、今後、立地適正化計画をベースに都市計画マスタープランの中で対応していこうと思います。

(委員)

- ・P2の西予市のまち構造図（案）の中にある拠点間の連携軸について、三瓶地域拠点と俵津生活拠点を結ぶ軸が位置づけられていますが、道路整備は全く進んでいませんので、俵津から本庁の中心拠点到連携軸に向けたほうが良いと思います。

(事務局)

- ・将来的にもこの軸が重要だということについて、都市計画マスタープランの中で位置づけるべきかどうか議論が必要です。また、現段階で整備はされていないが今後整備していくという方針を示すべきであれば入れておいた方が良いと思っています。ここについては議論になると思います。

(委員)

- ・今後とも整備される予定はありません。

(委員長)

- ・他になにか希望でもあればいかがですか。大枠として都市機能誘導区域が3つ（宇和、野村、三瓶）とその周辺に居住誘導区域となっていますが、よろしいでしょうか。現実的な案だと思います。

(事務局)

- ・エリアの話もありますが、国は人口密度に関して、ある程度の密度がなければ機能が維持できないとしており、具体的には人口密度 40 人/ha 維持すべきとしています。県や国と協議していく中で人口密度に関して、もしかすると指導を受ける可能性もあります。今後、議論していただければと思います。

(委員長)

- ・現在の案は、今回の条件を満たしているのですか。

(事務局)

- ・満たしていないところもあります。先ほどの資料 3 の P10 を見ていただくと、人口密度 40 人/ha に満たないことがわかると思います。

(委員長)

- ・必ずしも満たさなければならないということではないのでしょうか。

(事務局)

- ・必須という訳ではありませんが、後から指導が入る可能性があるため、都市計画マスタープラン等で示しながら、何か考えていく必要があります。

(委員長)

- ・はい。現時点でお気づきの点があればお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。では、今日はここまでにしたいと思います。

5. その他、次回開催日程

事務局より、次回以降について説明。

- ・第 4 回検討委員会は 6 月を予定。

6. 閉会

事務局より、閉会のあいさつ。

以上